

られていた。

大正12年以降実施した原価計算は、実際原価の計算(後計算)に終始し、工場経費を製品別には握し、注文箇所を経費に振替える方法として用いられたとすることができる。しかも部門費計算を行い、部門費を製品ごとに賦課する方法も、部門ごとの配賦率を採用したものは僅か4年で中止し、その後は簡素化をはかる方法になっている。

昭和26年7月以降新会計制度を採用してから5年目に、中間勘定(用品と工事を除いた他の全部)は、標準使用による経理方式を実施した。これは工場の場合、実際原価計算に新しい方式を導入しようとする試みで、標準原価計算採用のさきがけとして十分意義のあることである。

以上の経緯を経て、昭和31年度から標準原価計算が実施されるに至ったが、なお標準設定についての具体的な規程が制定されたのではなく、完成はまったく今後の研究努力にかけられている。この場合多くの人々の懸念している点は、工場の主要業務が修繕であることであって、標準化を文字通りに適用し得るかどうかである。このため昭和29年度において郡山、大井両工場が、蒸気機関車、貨車および電車の形式別1車ごとの精密な実際原価計算を実施し、その中間報告によれば、標準化設定は可能と考えられるに至った。

現行の標準原価と実際原価との構成比較を示すとつぎのようになる(26工場に対し、統一原価計算を実施している)。



標準原価の計算については、前記のように現段階では決定的な解説は困難であるから、ここでは31年度から一応出発した工場経理規程による解説にとどめる。

1 標準原価を適用する工事

車両修繕、車両製作、車両改良、自動車修繕、車電、設備、補充、除却付帯、蓄電池、鋳物、製材
上記以外は標準配賦率のみを適用し、材料費および直接経費は実費額による。

2 標準経費および標準能力人工

毎事業年度工場ごとに当該年度の工事量、工場能力その他を勘案して計算する。

能力人工の計算式はつぎによる。

$$\text{標準能力人工} = 1 \text{人} 1 \text{日} \times \text{作業時間} \times \text{操業日数} \\ \times 1 \text{日平均出面人員} \times \text{工事割合}$$

$$1 \text{日平均出面人員} = 1 \text{日平均現在員} \times \text{出面割合}$$

$$\text{工事割合} = \text{工事人工} \div (\text{工事人工} + \text{雑役人工})$$

3 標準配賦率

標準経費と標準能力人工とにもつぎ、つぎに掲げる工事種別ごとに算定した1工事人工当りの標準経費をいう。

- (1) 一般工事(営繕工事を除いた間接工事を含む) (2) 蓄電池工事 (3) 鋳物工事 (4) 製材工事 (5) 営繕工事

4 標準直接経費および標準材料費

実績にもとづき、当該年度における標準を各工事ごとに算定する。

実際原価計算の方法は、個別計算と総合計算との2つの方法を、工事の種類によってそれぞれ適合するように使いわけているが、工場経理規程の上では、この使いわけが具体的に示されていない。工事種別の工生命令券による工作番号の設け方によって、純然たる個別計算となる場合、組別総合計算となる場合等そのつど必要によって工場長が選定するのである。概括して示すと、

組別総合計算に属する工事

車両修繕(車種別修繕別) 自動車修繕(車種別修繕別) 機械修繕(線区別) 車電(品種別修繕別) 蓄電池(品種別) 鋳物(品種別) 製材(品種別) 間接(工事別)

個別計算に属する工事

車両製作、車両改造、設備、部外

総合・個別を必要に応じ併用する工事

各所修繕、除却付帯、貯蔵品製作、相互委託

組別総合計算に属する工事でも、必要に応じ個別計算を行うことは前記のとおりである。

部門費計算の方法は蓄電池、鋳物の場合でも一応部門費を計算している。これらは品種別総合計算をしてはいるが、1工場内で多種多様の部門を持ち、多品種の製品が生産されているから、部門費の配賦にこの手続が必要となるのである。

部門の設定は総裁達で定めた職場のうち、動力・運搬および検査職場は補助部門とし、他を製造部門としている。このため大規模の工場と小規模の工場とは同じ名称の部門においても作業内容を異にすることとなり、26工場の横の比較には、同一条件でないものを見なければならぬ不便を生ずるが、1部門の責任者(職場長)の範囲を明確にする点からこの方法を採用したものである。例外として蓄電池・鋳物・製材および営繕工事については、職場を設けてない工場であっても職場がある場合と同様な処理をしている。部門費を各工事に配賦する方法は、労働時間(実働工事人工)法を採用している。古くは直接賃金を基とする配賦を採用したこともあるが、これはそのときの作業加算給計算方法との関係で便宜妥当の方法が選定されたものである(*賃請制度)。

製造部門費を計算し、その配賦基準は工事人工により1工事人工当り間接費、すなわち間接費配賦率を求めて、各工事に配賦していることは前記のとおりであるが、部門別の配賦率を算定し、多数(職場数と同数)の率を設けるのは手数がかかるので、現行は手数省略のため「配賦率算定表」(工場経理規程に定める)によって、標準原価計算の場合と同様に5つに区分している。ただし工場長は必要に応じてこの5区分を細分できるように定めてある。通称乗率の語は間接費配賦率を意味し、古くは工作費乗率の用語が用いられ、それ以来乗率と略称されて来たもので現在でも通用している。間接費配賦率は予定によって計算しているので、通常予定配賦率が用いられ、とくに実績あるいは標準を冠して予定と区別するならわしになっている。

原価外経費については具体的に示さず、経費発生をつど経理局長が指定することに規定しているが、災害応急復旧費はその適例である。工場施設の減価償却費は現行規程にあっては触れていないが、研究課題となっている。

原価計算に必要な書類はつぎのように定めてある。

1 工事の施行(*工事)

- (1) 工生命令券 (2) 工事通告券 (3) 施工券

2 材料費および物件費の計算